

# 姥堂小学校いじめ防止基本方針

喜多方市いじめ防止基本方針（平成30年7月1日改訂）を受けて、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

喜多方市の人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」の啓発、理解、実行に努め、特に「人として恥ずかしい行いをしません」を万事徹底するとともに、行動計画に基づき、意図的・計画的にいじめのない安心・安全な学校づくりを目指す。

## 1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらそれを傍観することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

## 2 基本方針

- (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの様態（例）〉

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
  - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - ・本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
  - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
  - ・遊びやチームに入れない。
  - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
  - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
  - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
  - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要したりされる。
  - ・登下校時に荷物を持たされる。
- ⑥ 笑われるようなことや恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
- ⑦ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。

- ⑧ インターネット上で誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする。
  - ・ パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・ SNS等で、グループから故意に外される。
  - ・ ゲーム内において、悪口を書き込まれたり、言われたりする。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

「学校基本方針」に決められたことを実行に移す際の中核として、次の組織を設ける。

- ① 名称 「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、関係学級担任等  
必要に応じて P T A会長、スクールカウンセラー、SSW、民生児童委員、警察
- ③ 組織の役割  
基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正や未然防止等、教職員の資質能力向上のための校内研修  
いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）
- ④ 教職員研修と資質能力の向上
  - いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレス等が関連していることを踏まえ、授業について行けない焦りや劣等感などを生まないように一人一人を大切に授業づくりを進めていく。
  - 学年や地域内での人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
  - ストレスを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ。
  - 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり児童によるいじめを助長したりすることが無いよう、指導には細心の注意を払う。
  - 配慮が必要な児童生徒には、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携・周囲の児童等に対する必要な指導をする。

【配慮が必要な児童】

  - ① 発達障害を含む、障がいのある児童生徒
  - ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
  - ③ 性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
  - ④ 東日本大震災により被災や、原子力発電所事故に関連している家庭の児童生徒
  - 教職員が一人でいじめ情報を抱え込み、組織に報告しないことは、法の規定に反することを念頭に置き、いつでも組織的に対応する。

3 いじめの未然防止のための取り組み

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべきこと

- ・ 規律「人として恥ずかしい行いをしません」を守る態度の育成
- ・ 学力を身につけさせること
- ・ 自己有用感、自己肯定感を育むこと

★ きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育てる。

(1) 具体的な指導場面・内容

- ① 授業では生徒指導の機能を生かし、自己決定の場を与えたり、自己存在感を感じられるようにしたりするとともに共感的人間関係を育成する
  - ・ 規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。
  - ・ わかる授業づくりを進める。

- ・すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
  - ・授業を公開し、生徒指導の観点から授業を捉え直す。
  - ・授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表に仕方や聞き方等）の問題を改善する。
  - ・教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。
- ② 道徳科や特別活動等では
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
  - ・特別な教科道徳や学級活動等で「いじめはいけない」「何がいじめなのか」指導する。
  - ・他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
  - ・友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
  - ・特別活動など、他の児童との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
  - ・いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。
- ③ 休み時間や部活動等では
- ・居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。
  - ・「小さなサイン」を見逃さない。
  - ・よりよい人間関係づくりを推進する。
  - ・一人で悩みを抱え込ませず、情報を共有する。
  - ・児童への温かい言動に心がける。
- ④ インターネット上のいじめを防止するために
- ・関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。
  - ・情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
  - ・保護者懇談会や PTA 総会等を利用して、保護者へ啓発する。
- (2) いじめの早期発見のための取組
- ・児童の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。
  - ・Q-Uテストを活用して学級づくりを進める。
  - ・児童、保護者対象のいじめアンケートを学期ごとに実施する。
  - ・日常的な観察と教育相談を実施する。
  - ・定期的に教育相談を実施する。（養護教諭による健康相談も含む）
  - ・「ふくしま24時間子ども SOS」等の各種相談窓口の積極的な周知をする。
  - ・スクールカウンセラーを積極的に活用する。
  - ・保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
- (保護者会での説明や HP への掲載等)
- (3) いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の取組
- ① いじめ防止対策委員会がいじめとして対応する事案か否かを判断する。
- ・いじめの事実確認をする。（いじめられた児童、いじめた児童、保護者等）  
（一方的、一面的な解釈で対応しない、プライバシーを守る。迅速に対応する。）
  - ・いじめの情報交換をして、具体的な対応策を検討する。
- ② いじめられた児童と保護者を支援する。
- ・守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。
  - ・家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ③ いじめた児童への指導と保護者への助言をする。
- ・「人として恥ずかしいことはしません（喜多方の人作り指針）」という規範や人権についての指導をする。
  - ・望ましいあり方、具体的な留意点などについて児童や保護者へ助言する。
  - ・教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけをする。
- ・いじめを見ていた児童へ、自分の問題として捉えさせる。

・臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

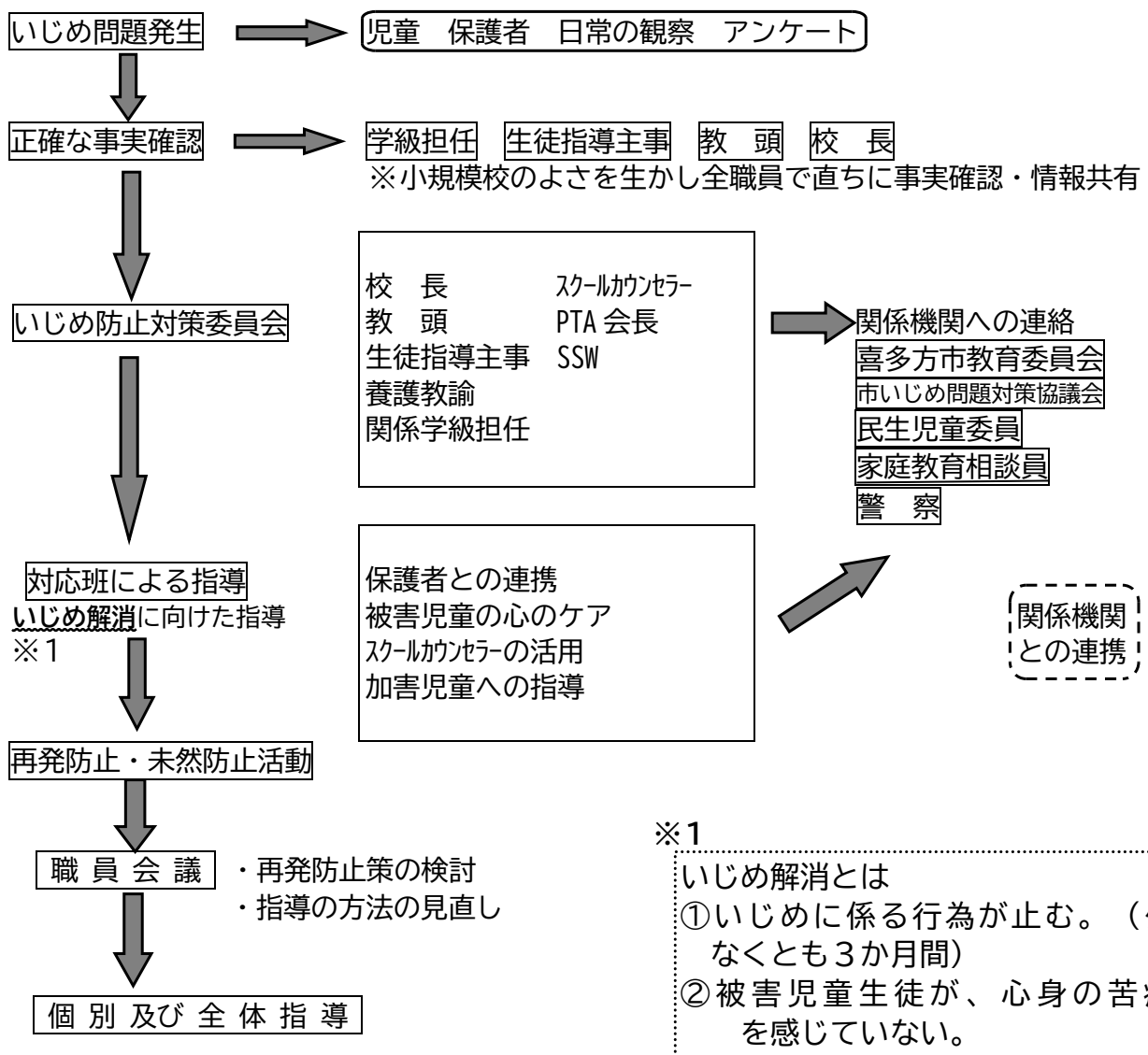
- ⑤ インターネット上のいじめを発見した場合は
  - ・関係児童から聞き取り等の調査をする。
  - ・被害にあった児童等のケア等、必要な措置をする。

(4) 連携

- ① 行政、保護者、地域、関係機関との連携
- ② 喜多方市いじめ問題対策連絡協議会

4 発生時の責任ある対応に関すること

(1) 初動対応体制と行動



## 5 重大事態発生時の対応

### 〈重大事態とは〉

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 心身に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神面の疾患を発症した場合
  - ・ いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき  
（相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）
  - ・ 児童や保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- ③ 重大事態発生の場合  
重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。  
※ 文科省「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に留意する。
- ④ 教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応に当たる。
  - ・ 学校に重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）を設置する。
  - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
  - ・ 調査結果を踏まえて必要な措置をする。
  - ・ 教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

## 6 報告等

- ・ 教育委員会への報告（毎月）
- ・ 保護者、地域等への周知、公表（保護者懇談会・学校便り・HP等）

## 7 評価と改善

- ① 年3回、いじめについてのアンケート調査を児童に実施し、いじめ防止の取組についての評価を行う。
- ② 取り組みの実施状況を学校評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえPDCAサイクルで見直した改善案を提示する。
- ③ 学校評価項目については保護者に説明する機会を設ける。